

**高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します**

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及ばない高齢者を支援します

**対象** 平成27年1月1日時点で小川町に住民票登録があり、昭和27年4月1日以前に生まれた方で、平成27年度分の住民税が課税されていない方(ただし、平成27年度分の住民税が課税されている方の扶養親族となっていない方、生活保護制度の受給者である方を除く)

**金額** 対象の方1人につき30,000円

**申請** 健康福祉課 社会福祉担当(役場1階)へ

※平成27年から現在まで引越をしていなければ、基本的に、現在お住まいの市町村で申請してください。

※次に該当する方は、扶養関係に関わらず、高齢者向け給付金の支給対象となる可能性があります。詳細は、お問合せください。

○配偶者からの暴力を理由に避難していて、現在小川町にお住まいの方(DV被害者)

○障害者や高齢者で、虐待を受け入所等の措置がとられている方で、平成27年1月1日時点の住民票所在市区町村が小川町の方

**申請期限** 8月10日(水)必着

**申請書** 健康福祉課でお渡しします(該当すると思われる方には郵送済)

※申請書に本人確認書類(支給対象者全員分の運転免許証や健康保険証等)の写しを添付してください。

※代理申請・受給を希望する場合は、支給対象者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。

※申請者・受給者に扶養者があり、扶養者の住民票所在地が小川町でない場合、扶養者の平成27年度分の非課税証明書を添付してください。

※平成27年度の臨時福祉給付金と同じ金融機関での受取りを希望する場合、口座確認書類は不要です。

**給付金の受取方法** 申請書に記載された指定口座に入金

詳細は、健康福祉課に設置してある「留意事項」や「申請書記入例」、町HPをご確認ください。

**交付しています 小川町タクシー券**

タクシー利用料の一部助成事業として「小川町いきいきタクシー券」を交付しています。ご希望の方は健康福祉課(役場1階)で申請してください。

**対象** 小川町在住で、平成28年4月1日現在で次のいずれかに該当する方です。

1 身体障害者手帳1・2・3級、または下肢4級をお持ちの方

2 療育手帳(みどりの手帳)④・A・Bをお持ちの方

3 自動車等の運転免許証を所有しない75歳以上の方。ただし、次の方を除く

■ 介護保険による要支援認定または要介護認定を受けている方

■ 前年度に個人住民税が課税されている方

■ 生活保護を受給している方

※1・2は、身体障害者支援施設等に入所していない方が対象です。

**助成券** タクシーの初乗り運賃相当額を交付します。

■ 1か月あたり2枚の交付となり、年度末までの計24枚を一括交付します。

■ 1回の乗車につき助成券1枚の利用とします。

■ 有効期限は平成29年3月31日(金)です。

■ 利用できるタクシー会社は、町内の2社です。小川観光タクシー・スマイルタクシー

**申請時持ち物**

\* 障害者手帳、療育手帳(該当者のみ)

\* 印鑑(代理人が受取る場合は、代理人の印鑑)

\* 対象者の本人確認書類(障害者手帳、健康保険証等)

\* 代理人が申請する場合は、本人確認のための書類(運転免許証、健康保険証等)も必要です。

**問合せ** 健康福祉課 障害福祉担当 ☎(内)1555

### 平成27年度 町内河川の水質調査結果

町では、槻川・兜川・市野川での水質汚濁状況調査を行っています。平成27年度の調査におけるPH(水素イオン濃度)、BOD(生物学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)の数値は次のとおりです。今回の調査(5月22日、7月15日、10月7日、1月6日)での年間平均値は、いずれの地点でも環境基準値を下回っていました。

#### 調査河川：槻川

##### ①渡戸前(腰越地内)

分析項目	5/22	7/15	10/7	1/6	年間平均
pH(-)	8.6	8.3	8.0	8.4	8.3
BOD(mg/L)	1.0	0.5	0.5	<0.5	0.6
SS(mg/L)	2	1	1	<1	1

##### ③矢岸橋上流(腰越地内)

分析項目	5/22	7/15	10/7	1/6	年間平均
pH(-)	8.2	8.4	7.9	8.2	8.2
BOD(mg/L)	0.8	0.9	0.7	<0.5	0.7
SS(mg/L)	<1	1	<1	<1	1

##### ⑤日の出橋上流(増尾地内)

分析項目	5/22	7/15	10/7	1/6	年間平均
pH(-)	8.0	7.9	7.8	7.9	7.9
BOD(mg/L)	1.4	0.8	0.9	0.7	1.0
SS(mg/L)	3	1	<1	<1	2

#### 調査河川：兜川

##### ⑦北川橋上流(小川地内)

分析項目	5/22	7/15	10/7	1/6	年間平均
pH(-)	8.1	8.0	7.9	7.8	8.0
BOD(mg/L)	2.0	0.9	1.4	3.4	1.9
SS(mg/L)	4	6	1	2	3

#### 調査河川：市野川

##### ⑨新川合流点上流(下横田地内)

分析項目	5/22	7/15	10/7	1/6	年間平均
pH(-)	8.2	7.9	7.9	8.1	8.0
BOD(mg/L)	4.3	1.7	1.4	1.5	2.2
SS(mg/L)	13	11	3	4	8

#### 環境基準について

環境基準値(B類型)	
pH(-)	6.5~8.5
BOD(mg/L)	3以下
SS(mg/L)	25以下

##### ②館川合流点下流(腰越地内)

分析項目	5/22	7/15	10/7	1/6	年間平均
pH(-)	8.4	8.6	8.1	8.5	8.4
BOD(mg/L)	0.8	0.7	0.8	<0.5	0.7
SS(mg/L)	2	1	<1	<1	1

##### ④萬世橋上流(青山地内)

分析項目	5/22	7/15	10/7	1/6	年間平均
pH(-)	8.4	8.0	7.7	8.0	8.0
BOD(mg/L)	0.8	0.8	<0.5	0.5	0.7
SS(mg/L)	<1	1	<1	<1	1

##### ⑥柳町橋上流(下里地内)

分析項目	5/22	7/15	10/7	1/6	年間平均
pH(-)	8.2	8.1	7.9	7.9	8.0
BOD(mg/L)	1.3	0.8	0.6	1.2	1.0
SS(mg/L)	3	2	<1	1	2

##### ⑧上八幡橋上流(角山地内)

分析項目	5/22	7/15	10/7	1/6	年間平均
pH(-)	8.3	8.1	7.7	7.9	8.0
BOD(mg/L)	2.8	1.5	5.2	1.7	2.8
SS(mg/L)	6	5	2	1	4

※調査日において、環境基準値を若干上回る地点がありますが、これらは特に問題はない範囲であると考えられます。

#### 「環境基準」とは

水質や大気等といった環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましいとされる基準。環境基本法に基づく。

**pH(水素イオン濃度)**：水(溶液)の酸性・アルカリ性を示すもので、pH7が中性、これより数値が小さいほど酸性が強く、大きいほどアルカリ性が強い。

**BOD(生物学的酸素要求量)**：水質汚濁の程度を示し、有機物等が微生物によって酸化・分解される時に消費する酸素量を表す。数値が大きいほど汚濁されている。

**SS(浮遊物質量)**：水に溶けずに浮遊している粒径2mm以下の物質を示し、汚濁状況を示す指標のひとつ。水質汚染の原因とされ、魚のエラに付着して魚を死なせたり、光の透過を害して植物の光合成に影響を及ぼす。

問合せ 環境農林課 環境保全担当 ☎(内)165